

平成29年10月1日から 新しい被保険者証で受診してください

問 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111

国民健康保険加入者のみなさんが現在使用している被保険者証は、9月末日で有効期限が切れ、10月1日から新しい被保険者証を使用していただくことになります。

◆新しい被保険者証

被保険者証が「藤色」から「空色」に変わります。退職者用は「黄色」から「桃色」に変わります。

※個人ごとにカード化されています。

※9月末日までに世帯単位で郵送します。届いたら内容をご確認ください。

◆古い被保険者証

ご自身で裁断するなどして廃棄していただくか、役場1階2番の窓口へお持ちください。

◆学生用被保険者証（マル学）

新たに申請していただく必要があります。お早めに手続きをしてください。

【対 象】 修学のため富士見町から住民票を移されている方で、引き続き富士見町国保の被保険者証が必要な方。

【窓 口】 役場1階2番窓口

【持ち物】 印鑑、被保険者証、在学証明書（学生証の写し可）、マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード、届出に來られる方の本人確認資料（運転免許証、パスポート等）

※今年4月以降に申請した方は、在学証明書は必要ありません。



人間ドック補助金のご案内

富士見町国保の被保険者が人間ドックを受けられたときは、健診費用の一部を補助しています。

- ◆対象者
 - ・保険料を滞納していない世帯の方
 - ・人間ドック受診後に受け取る健診結果等報告書（健診データ）の写しを町に提出し、特定保健指導等を目的として利用することに同意される方

◆補助金額（補助は同一人に対し年一回の補助となります。）

日帰りドック 15,000円 一泊ドック 30,000円

◆申請方法

健診終了後、「人間ドック補助金交付申請書」および「人間ドック補助金請求書」を提出してください。

【申請の際にお持ちいただくもの】 1. 国民健康保険被保険者証 2. 領収書（原本）
3. 振込口座のわかるもの（預金通帳など） 4. 印鑑 5. 健診結果等報告書

国民年金保険料の追納をお勧めします

問 岡谷年金事務所 ☎23-3661 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除・法定免除）、納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）の受け取り額が少なくなります。

将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、免除等これらの期間の保険料については、10年以内であれば遡って納める（追納）ことができます。

ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

追納は、古い月のものから納付することとなりますが、次の点にご注意ください。

- 一部免除を受けた期間は、納付すべき保険料が納付されていなければ追納はできません。
- 「法定免除・申請免除期間」が「納付猶予・学生納付特例期間」より先に経過した月分である場合は、どちらを優先して納めるか本人が選択できます。

※追納のお申し込み・ご相談は岡谷年金事務所または住民福祉課国保年金係までお願いします。

